

## 公益財団法人新潟市スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>の遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。URL <http://www.niigatashi-sports.or.jp>

項目 通し番号	原則	自己説明項目	対応 状況	自己説明（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）
1	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきである。	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律ならびに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律を遵守し、所管庁である新潟県に対して毎年、法令に基づき報告を行っている。
2	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきである。	(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。		
3	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきである。	(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A	自主事業の実施にあたっては、市内公共スポーツ施設を利用することから、新潟市体育施設条例を遵守しているほか、個人情報を取得する際には、個人情報の保護に関する法律を遵守している。
4	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきである。	(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A	定款により、理事、監事、評議員を選任しているほか、年度毎の計算書類及び事業報告については、監査を実施したうえで、理事会および評議員会において承認手続きを行っている。
5	[原則2] 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A	毎事業年度開始日の前日までに事業計画書等とともに基本方針を策定し、理事会・評議員会において、承認手続きを行っている。承認後は、当協会ウェブサイトにおいても公表している。

項目 通し番号	原則	自己説明項目	対応 状況	自己説明（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）
6	[原則3] 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(1) 役職員に対しコンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B	上部団体等が開催する研修会について、加盟団体を通じ役員に情報共有して参加を促している。
7	[原則3] 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B	上部団体等が開催する研修会について、加盟団体や各区スポーツ協会を通じ指導者等に情報共有して参加を促している。
8	[原則4] 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A	定款により資産及び会計について定めるほか、経理規程を策定しており、職員はこれに準じて会計処理を行っている。
9	[原則4] 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A	新潟市補助金については新潟市補助金等交付規則を遵守しており、その他の補助金等についても要項・ガイドラインの内容を遵守して適切に処理している。
10	[原則4] 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A	定款により監事（3名以内）を選任しており、複数名によるチェック体制を整えている。このほか、税理士法人による会計監査を月1回のペースで実施し、適切な会計処理に努めている。

項目 通し番号	原則	自己説明項目	対応 状況	自己説明（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）
11	〔原則5〕 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律ならびに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき、定款、事業計画書、収支予算書、役員名簿等、理事会・評議員会の議事録、計算書類等を事務所に備え置くとともに、定款や貸借対照表等を当協会ウェブサイトにおいて公開している。
12	〔原則5〕 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A	組織運営に関する各種規程や各事業の取り組み状況などを当協会ウェブサイトで開催している。
13	〔原則6〕 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞の個別の規定についてもその遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード＜中央競技団体向け＞の規定があるか。 (ある場合は下記に記述)  原則2について 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	B	理事の就任時における年齢制限を設けており、組織の新陳代謝を図る仕組みを設けている。一方で、役員等の女性の割合が少ないことから、加盟団体に積極的に選出を呼びかけるなど取り組みが必要であると考え。

○公表の際は、このExcelファイルをPDF等に変換し、自身のウェブサイト等で公表してください

※「対応状況」欄には、下記 A B C のいずれかを記載ください。

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない